

平成28年度第11回御船町議会定例会（2月会議） 議事日程（第1号）

平成29年2月9日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

2 番 森田 優二 君

9 番 清水 蕙 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第 9 号 専決処分の報告について

第 4 報告第10号 専決処分の報告について

第 5 議案第35号 御船町大規模災害対策事業分担金条例の制定について

追加日程第1 議案第35号 議案の撤回について

第 6 議案第36号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第37号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第9号）について

第 8 議案第38号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（13名）

1 番 田端 幸治 君 2 番 森田 優二 君

3 番 岩永 宏介 君 4 番 中城 峯視 君

5 番 福永 啓 君 6 番 田上 忍 君

7 番 藤川 博和 君 8 番 池田 浩二 君

9 番 清水 蕙 君 11 番 田中 隆敏 君

12 番 沖 徹信 君 13 番 岩田 重成 君

14 番 井本 昭光 君

3 欠席議員（1名）

10番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	藤 本 龍 巳 君	税 務 課 長	福 本 悟 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こ ども 未 来 課 長	坂 本 幸 喜 君
福 祉 課 長	道 山 敏 文 君	健 康 づ くり 支 援 課 長	松 下 信 一 君
農 業 振 興 課 長	松 永 正 夫 君	商 工 観 光 課 長	野 口 壮 一 君
建 設 課 長	松 岡 秀 明 君	学 校 教 育 課 長	米 満 速 敏 君
社 会 教 育 課 長	吉 本 正 剛 君	環 境 保 全 課 長	宮 崎 靖 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

ただ今から、平成28年度第11回御船町議会定例会2月会議を再開いたします。

10番、塚本議員より、本日2月議会の欠席の申し出があります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井本昭光君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、森田優二君、9番、清水蕙君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 諸報告

○議長（井本昭光君） 日程第 2、「諸報告」を行います。

諸般の報告。

休会中における諸般の報告を行います。議長としての報告事項は印刷してお手元に配布のとおりです。内容を御覧の上御了承を願います。

次に、請願第12号、五ヶ瀬地区、尾崎水道施設に関する陳情書については、産業厚生常任委員会へ付託をすることといたしました。

次に、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査11月及び12月分の結果報告は配布をしております報告書のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

昨年末の12月28日から30日まで消防団年末警戒町長巡回を実施しました。熊本地震及び豪雨災害における消防団の献身的な対応に感謝を述べるとともに、火災予防の啓発を行うことができました。また、1月8日には災害の少ない1年になることを願い、御船川河川敷において消防団出初め式を行いました。例年にない雨の中での出初め式となりましたが、団員の士気旺盛な姿を目の当たりにし心強く感じたところであります。

次に、1月20日に開催されました嘱託員会臨時会について報告します。熊本地震に係る熊本県復興基金活用事業について、農家の自力復旧支援事業をはじめ、数項目の対象事業の説明を行い、町による予算計上のため必要な調査をお願いしたところです。対象事業のうち、今年度において確実に事業完了が見込まれるものについて取りまとめを行い、1月31日に熊本県に対し一次配分に伴う所要額として、概算で3,200万円ほどの要望を行ったところです。

次に、企画財政課について報告します。

応急仮設住宅の入居状況について報告します。応急仮設住宅は21仮設団地、425戸建設されており、1月末現在で404戸入居されています。みなし応急仮設住宅は12月末現在で344件入居決定していると県から報告を受けております。仮設住宅でのコミュニティ作りについては、20戸以上の集会所がある仮設住宅団地の代表者がすべて決まり、町と代表者の間

で代表者の役割等を定めた覚書を交わしてまいりました。今後は、この覚書をもとに仮設住宅のコミュニティ推進を図っていきます。

また、集会所がない仮設住宅団地においても、所属する嘱託区でコミュニティ作りに向け嘱託員と連携をして進めていきます。

次に、ふるさと納税の状況について報告します。平成28年12月末現在のふるさと納税寄附額は2,116件の4,440万2,000円となっており、平成27年度と比べて大幅に増加しています。寄附額が増加した理由として、熊本地震に伴う被災地支援によるものと、ほかに昨年11月に返礼品の見直しを行ったことが大きな要因と思われます。返礼品については、12事業者、39品目の商品を提供しており、今後も協力事業者を応募していきます。

次に、こども未来課について報告します。

町立高木保育園の民営化に係る引受法人については、町内から1法人と町外から1法人の応募がありました。今後、選定委員会において、2月9日に書面審査、20日に面接審査を予定しています。

次に、小坂小児童クラブについて、平成29年度以降、保護者会から法人格を持つ事業者へ運営を委託することになるため、現在運営を委託する事業者の募集を行っています。2月中には運営事業者を決定し、スムーズな引継ぎができるよう保護者会と連携を図りたいと考えております。

次に、農業振興課について報告します。

農地・農業用施設災害復旧事業の災害査定が1月13日までに終わり、査定結果は農地災害413件、金額7億6,810万4,000円、農業用施設災害196件、金額5億3,801万6,000円、合計609件、13億612万円となりました。今後は順次工事の発注を進めてまいります。

次に、建設課について報告します。

既存町営住宅復旧工事の災害査定が昨年12月19日に終了しました。現在、工事の発注に向けて準備を進めているところです。また、大規模盛土造成地活動崩落防止事業について、1月26日及び27日に該当地域住民の方々に対し事業説明を行っています。熊本地震により被災した住宅の応急修理については、1月25日現在860件の申し込みを受け付けており、856件の発注を行いました。手続きが完了次第着工していただいております、完了が582件となっています。

次に、公共土木施設災害復旧事業について報告します。熊本地震及び梅雨前線豪雨災害

の公共土木施設災害査定が昨年12月をもって終了しました。査定の結果、総件数384件、査定決定額29億6,336万8,000円となりました。今後、災害復旧工事発注業務を迅速に進めていきます。

次に、環境保全課について報告します。

水道施設の災害復旧について、1月24日に災害査定を受け、上水道事業1,884万4,000円、上野・七滝簡易水道事業2,601万8,000円の調査結果となりました。今後、平成28年度及び29年度に分けて補助金申請を行う予定です。倒壊家屋等の公費解体申請受け付けは1月31日現在1,177件となっており、解体完了件数は431件、進捗率36.8%となっています。平成28年度末に解体完了する件数は580件、進捗率49.2%と想定されています。

なお、公費解体申請等の受け付けについては特段の理由がある場合等を除き、3月末日をもって終了する予定です。町民への周知については回覧や広報みふね、ホームページ等でお知らせします。

次に、学校教育課について報告します。

1月10日に町内の小中学校で3学期の始業式を行いました。当日は青少年健全育成町民会議の協力のもと、朝から各学校であいさつ運動が行われ、スムーズに3学期のスタートができました。滝尾小学校につきまして、震災後御船中学校を間借りして授業を行っていましたが、年末に保護者や学生ら約100人で学校再開の準備を行い、約9カ月ぶりに慣れ親しんだ校舎での新学期を迎えることができました。保護者らの発案で玄関前には児童一人一人の名前を書いた黄色い名札が掲げてあり、児童は笑顔で登校しました。

次に、社会教育課について報告します。

1月8日に御船中学校体育館で成人式を開催しました。1部の式典では出席した新成人154名のお祝いを盛大に開催することができました。また、2部は成人式実行委員会の自主運営で行い、ゲストとして招いた学生時代の恩師6名から温かいお祝いの言葉をいただきました。

次に、1月29日に開催された御船地区対抗駅伝大会について報告します。今回は震災の影響もあり従来のコースが走れず中止の可能性もありましたが、町の復興を願う大会にしようという思いによりコースを変更して開催となりました。7地区9チームの参加があり、御船地区Aチームが優勝しました。また2月12日に郡市対抗男子駅伝大会が天草市で開催されます。御船町からも2名が選手として出場する予定ですので、皆さんからの御支援を

よろしくお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（井本昭光君） 日程第3、報告第9号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第1号、熊本地震による御船町スポーツセンター避難所駐車場での事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） 私から少し説明を加えさせていただきます。まず、議案書の第3ページをお開きいただきたいと思います。御専第1号、熊本地震による御船町スポーツセンター避難所駐車場での事故における損害賠償額の決定についてであります。

まず、概要です。熊本地震による御船町スポーツセンター避難所駐車場での事故について、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定しました。

相手方です。熊本県上益城郡御船町大字高木1098番地、宮本正子さんであります。次に、損害賠償額ですけど、2万1,480円です。

事故の状況について御説明いたします。この事故につきましては、平成28年7月31日、日曜日です。午後10時10分頃、熊本地震による御船町スポーツセンター避難所に避難されている避難者が御船町カルチャーセンター側の車止めに腰掛けようとされたときに、その車止めが沈み込みまして転倒され、頭と腰を打撲されたものであります。当日は、ボランティアによる炊き出しがあり、車両を入れるため車止めを下ろし、その終了後にロックをしていなかったということが原因であります。

よって、両者協議の上、示談をしたものであります。なお示談日は平成29年1月27日であります。

○町長（藤木正幸君） これをもって提案の理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（井本昭光君） 日程第4、報告第10号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決処分事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第2号、家屋被害認定調査時の事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。御専第2号、家屋被害認定調査時の事故における損害賠償額の決定についてであります。

まず概要です。家屋被害認定調査時における建具物損事故について、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定したものです。

相手方につきましては、熊本県上益城郡御船町大字辺田見360番地5、川上キヌエさんであります。損害賠償額は1,783円です。

事故の状況について御説明いたします。この事故につきましては、平成28年9月14日、午後3時頃、平成28年熊本地震による家屋の被害認定調査中、地震の影響で可動が悪くなっていた建具を強引に可動させてしまい、その建具の鍵を破損してしまったものであります。この事故に関する対応は、一切の損害賠償金を御船町が支払い、本件示談のほか、債権債務関係がないことを両者の間で確認をした上で、示談としたものであります。

なお、示談日につきましては平成29年1月31日であります。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第35号 御船町大規模災害対策事業分担金条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第5、議案第35号、「御船町大規模災害対策事業分担金条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第35号、御船町大規模災害対策事業分担金条例の制定について。

御船町大規模災害対策事業分担金条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町大規模災害対策事業における分担金を定めるにあたり、地方自治法第228条の規定に基づき本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書7ページをお開きいただきたいと思います。御船町大規模災害対策事業分担金条例です。

まず、趣旨としまして、第1条に定めておるとおりです。

次に、定義として第2条に定めております。この対象事業となるものについては、宅地耐震化推進事業並びに災害関連地域防災がけ崩れ対策事業としております。

次に、分担金の徴収につきましては、第3条で定めておるとおりです。分担金の額につきましては第4条におきまして、事業に係る経費の100分の1.5以内、ただしその上限を100万円としております。

分担金の徴収方法につきましては、第5条で定めているとおりであります。それから、分担金に関しましての徴収猶予または減免につきましては、第6条で定めているとおりであります。

次に、第7条におきまして、事業の途中で受益者に変更があった場合の取り扱いということで、第7条において、その区分の仕方について定めております。

そのほか、第8条におきまして、この条例の施行に関して必要な事項については町長が別に規則で定めるということをしていております。

なお、この条例につきましては公布の日から施行することとなり、平成28年4月14日の熊本地震から適用することとしております。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 第2条、（1）宅地耐震化推進事業、これをもうちょっと詳しく御説明いただけませんか。どういった場合に適用されるのか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは町内3カ所ほどに今回の地震で発生をしました盛土による宅地造成、それに伴いまして、今回の地震によりまして大規模な盛土造成部分について宅地あるいは公共施設等において被害が生じました。そういった施設といいますか、盛土事業に対する災害復旧事業ということになります。

○4番（中城峯英君） 盛土のところだけが対象ということですか。例えば、家が全壊をして、そして建て替えるわけです。そうした場合にその地盤に、今地盤強化というのは主流は杭打ちをやりますよね。こういった場合に適用されるのか。私も相談を受けたんですが、家は建て替えにやいかん。地盤強化のために杭も打たにやいかん。これがまた金がかかると。「こういった補助はないんですか」と聞かれましたが、当時は「今のところないですな」ということで答えておりましたけれども、今度これが出ましたし、そこら辺の具体的に建て替えの場合の杭打ちのようなときに対象となるのか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この事業によるものについては、こういった大地震における大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業という事業が対象になるわけですが、そういった個々の個人の宅地の災害復旧等については、今回熊本県に基金事業として整備をされました宅地復旧に対する補助事業があります。そういったものが対象事業として対応されてくるものと考えております。

○4番（中城峯英君） 今、1月31日締め切りで、いろんながけ崩れだとか農地被害だとかという取りまとめを区長がやって、報告しているはずですが、そういったことで、この宅地災害、耐震化、こういった取りまとめは今後されるのでしょうか。

○農業振興課長（松永正夫君） 広報等でお知らせしています被災宅地復旧支援事業につきましては、この間の区長との回覧で、現在行われているところ、今後行われる予定のところについて調査を行っているところです。事業につきましては、平成29年度から事業が始まるということになります。

○4番（中城峯英君） まだ、その対象範囲が、私も明確につかめんとですけれども、そこは条件としてきちんと周知しないと、今日御覧になりましたよね、第1面に。何でも他の市町村に横並びということじゃないんですけれども、今日の1面に大々と載っていますので、「あら、よそは宅地の耐震化は無料たい」と皆さん思われていると思いますし、割格的には分担金というのは100万円の上限ですから、100万円の場合1万5,000円ですから、分担金はわずかですけれども、住民感情としてここら辺は考慮すべき再検討されるお考えはありませんか。

○建設課長（松岡秀明君） この負担金の額の割合とか、こういった事業に対して負担金を徴収するということについては、郡内各町との協議も重ねて行っております。そういう中で、郡内の各町との調整といいますか、そういうものも考慮した上での本町における条例の制定ということで、負担割合等についてもそういう中で率を設定したところでありますので、やはり基本的な考え方としては、個人の財産等については、事業そのものが国費あるいは地方負担、そういったものを投入して事業を行うものでありますので、そういった税金等を投入するということで、そういうバランス的、均衡を図りながら事業を進める必要があるということで今回の条例の中に負担率等を織り込んだ形で制定を上程したところであります。

○4番（中城峯英君） はい。じゃあ、この耐震化の対象範囲の基準を明確にさせていただくと、ここは今聞いてもまだあいまいですから、こういった場合は対象になりますよと、みんな期待すると思うんです。さっき私が言ったように、「杭打ちするときにしてくるっただろうな」とか、「いや、違いますよ、盛土したところしか対象になりませんよ」とか、その盛土をしたかどうかというのは、地権者の人しかわからんじゃないですか。現状ではわからんから、だからそれをどう判断するのかとか。漠然として、実際にこれをやられるときにはそこら辺のところを明確にしないと非常に混乱を来すと思いますし、私はこの財政の厳しい折とは重々承知をしておりますけれども、こういったのは非常に住民の気持ちとして、ぜひ横並びというわけじゃありませんけれども、今みんなで話し合ったということだ

けれども、よそは抜け駆けしたのかどうか知りませんが、今日新聞にあっちこっち無料ですよ出ていますので、そこら辺も十分考慮していただきたいと思います。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

事業の範囲あるいはその盛土の対象になるのかならないのか、そういったことについて疑問視をされたところかと思いますが。これについては、現在実際に現場において調査に入っておる状況です。その調査の結果を踏まえて、その区域等についても明確にした上で、当然、その工事に入る段階においては、事前に改めてその範囲区域内の住民の方々を対象とした説明会等行って、御理解をいただいた上で事業を推進していきたいと考えております。

先ほど町長の行政報告の中にもありましたけれども、第1回目の関係する地域住民の方々への説明会というものを1月26日と27日に2回に分けて開催をしております。こういったことで、今後そういう調査結果等が明確になった段階で、また改めて説明会等を開催して、御理解をいただきたいと考えております。

○3番（岩永宏介君） 今の回答なんですが、例えば今日はこの時点で議決・承認といいますか、それを求められていると思うんですが、そのあたりが今、中城議員がおっしゃったようなことを明確にしない中でできるのかなというのが1点です。まず条例といいますか、大きな意味で、やはり法律は、例えばこの第1条なんですが、この条例は町が事業主体となる大規模災害対策事業におけるうんぬんです。必要な事項を定める。これが、先ほどの中城議員が言われたように、どれを指すのか、はっきり言いますとあいまいなんです。

それから、例えば第3条の2項が、「受益者が2つ以上」の、その下なんですが「受益者が公平となるよう勘案」というところです。この公平とかいう言葉についてもきちんとしたものがないとやはり、このあたりはあるとは思いますが、そういうところが明確にならない中で、これが議会で、その順番、今から説明会うんぬんというのがあったんですが、こういうのが、私たちが議案としてそれを承認できるのかどうか、非常に疑問があるわけですが、その点はいかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

まずこの事業を、昨年の12月議会において予算化をして、個人負担等についてもその中で御説明を申し上げた経緯があったと思います。この事業をもう既に調査等には取りかかっている段階でありますので、結局、個人の財産を事業によって復旧していくような部分

も含まれてきます。そういうところで、この個人財産に係る工事を町主体で行っていくということで、この公平性といいますか、均衡を図るという意味ですけれども、こういうものに対応するため、今回の大規模災害対策事業の分担金条例を制定する必要があるということの上程をしているものであります。

○3番（岩永宏介君） 今おっしゃったことはわかるんです。ただし、この条例をここに上げられるのが、そんなに急ぐ必要があるのかなということなんです。結局、これはわかるんです。第2条で対象事業が書いてありますが、これは今まで私たちが、昨年来審議してきた箇所というのは私たちはわかるんですよ。だから、そういうのに合わせてこの条例が出てくるという意味はわかるんですが、中城議員がおっしゃったのは、そういうのがわかるような形で、例えばどこかに書いてあれば限定できるだろうと。そしてまた、住民がどの、線引きです、どの方がそういう負担があるんだということについては今からでも十分に合うんじゃないでしょうか。だから、ここの第2条あたりが宅地耐震化推進事業とかいうところが、これはどこを指しているとか、どこの部分だとか、そういうのがどうして出てこないのかなということを感じるわけですが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは、宅地耐震化推進事業といいますのは、この事業の中に、先ほどから申し上げておりますように大規模盛土造成地滑動崩落対策事業です。こういったものも当然含まれますが、その宅地造成というか盛土部分についての変動予測調査というのがあります。大規模盛土造成地のマップ作成とか、そういったソフト的な事業も含まれてくるわけです。ですから、そういった事業を総称して、ここに宅地耐震化推進事業という形で事業名を上げている、掲載をしているところであります。

○総務課長（吉本敏治君） 私のほうで少し資料を持ち合わせておりますので、参考までに御報告をしたいと思います。

まずこの条例の中の対象事業ですけれど、これはまず1番目の宅地耐震化推進事業、これにつきまして、その中の1つとして大規模盛土造成地滑動崩落防止事業というのがあります。これは国土交通省の事業で補助事業として認められているものであります。その該当するものとして、大規模な盛土ですので、盛土部分の面積が、まず3,000平方メートル以上、それから盛土上に10戸以上の家屋が存在するものということで規定がしてあります。この部分につきましては、航空写真をもとに、例えば40年前とかの航空写真、それから現

在の状況ということで、明らかに盛土がされているという部分を御船町の中でも限定はしてあります。それに基づいてこの事業を適用させるということになります。

それから、先ほど岩永議員から、箇所についての具体的な位置付けがなされないのかということでありましたけれど、あくまでもこれは熊本地震に対応するための事業を推進し、なおかつその中で分担金を徴収していくというものであります。場所を指定してしまいますと、その後に万一災害が起きた場合に、その場所以外の適用ができなくなるということもあります。したがってここについては、条例上包括的に、今後のこの条例を適用させるために包括的に指定をしているということでの御理解をお願いしたいと思います。

○5番(福永 啓君) 今の議論で幾つかよくわからない部分があったのでお聞きいたします。

まず最初に、全員協議会等でも質問がありましたとおり、この条例です、これは町が事業主体となる事業に関する条例ということですよ。先ほど中城議員からは、補助事業、県の基金事業、それはどうなんだ、これはどうなんだという話がありましたが、この条例によりますと、とにかく町が事業主体になる、町が実際に工事をする、その事業がまず第1条で当たりますよ、ほかのは当たりませんよと書いてある、ということよろしいですか。そして、その中の定義として、町がいろいろ事業をしますよね。その中で、この宅地の耐震化だから、宅地ですから、民有地に対する耐震化の事業と今回地域防災が、がけ崩れ対策事業と、特定の事業、これは特定の事業になると思うんですが、この2点についてのみ条例であるということで、基本的にはよろしいですか。

○建設課長(松岡秀明君) お答えします。

今、質疑がありましたが、内容としてはそのとおりであります。

○5番(福永 啓君) そうしますと、今後補助事業がいろいろ出てくるかもしれません。基金事業もございましょう。例えば、地震で崩れたとき家の中を修理するという事業、これも補助事業です。しかし、それらはすべて個人が行って、そしてその個人の事業主が申請をして補助をすると、そういうのにはこれは関係しないという補助金ということで、1つの線引きができていると思うんです、町の中では。

次、そうしますと、今度はあと1つ、別の条例がございます。町の負担金条例というのがございます。その中には、災害に関するものに関して町が行う公共事業、これについて負担金は取らないと書いてございます。一方では、町の災害に対する負担金は取らないと書いてあって、こちらでは町の災害に対する公共事業です、これには負担金を取ると書いて

である。これの2つの整合性をどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今の質疑であります。従来ありました負担金条例です。これについては、公共土木災害復旧事業等が当然主流というか、それに対するものかと思いますが、そういうものについては、当然公共施設、道路、河川等の公共施設でありますので、当然町が管理すべきものでありますので、それについては負担金というのは発生しませんということです。

ただ、今回上程をしております分担金条例につきましては、この耐震化あるいはがけ崩れ対策事業によって、公共施設も当然事業の対象となりますが、中には個人の擁壁あるいは石垣、ブロック石垣といいますか、そういったものも事業として、事業の中で工事を行うことができます。ですから、その部分については、当然先ほどから御説明申し上げておりますように個人の財産ということで、その部分については区分をして、工事は公共の工事を実施をしますけれども、その分については公平性を図るということで、この中に、条例に定めてあります1.5%以内、あるいは上限の100万円ですが、そういった範囲内の分担金を徴収しますということの区分をしているところであります。

○5番（福永 啓君） 町が事業主体となる公共土木災害事業です。その際におきましても、やはり私有地等の擁壁を補強したりとかする事業は生まれてくる可能性があるわけです。それに対する負担金条例、それも想定してあるがゆえに、負担金条例では災害における場合は、「災害なんだから仕方ないよね」と、「ここはやっぱり一般の町民から取るべきではないよね」ということで取らないと、災害の場合は徴収しないと。ほかのときはやはり民有地に係ったりする場合は徴収するけどというのが書いてあるんです。しかし、災害のときは徴収しませんよと条例には書いてあるんです。

ですから、今の答弁は方向性が違うかなと思うんです。結局、これの2種類の事業、今でもそれ以外の、もし災害である場合は、その負担金条例に書いてあるのが優先すると思われるんですよ。そこの2つの条例の整合性がちょっとあやふやな部分があるのではないかなと思うんです。例えば、これは災害事業のこの2つをしてあるんですが、でもこれも、いわゆる災害負担金条例の中の公共土木災害における負担金に当たるんじゃないかと。すると負担金は一方では払わなくていいと書いてある。こっちでは払えと書いてある。その2つの条例の整合性について、疑義が生じる可能性が私はあると思うんですが、そのあたりは、法令審議会、これを出されるときにどのような議論がなされて、そういうことにな

ったんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、従来の御船町工事分担金条例の話があったかと思いますが、この中で、分担金の額というところで規定があります。災害復旧工事については町の負担とすると。それから町道の新設改良工事並びに災害復旧に要する用地費は全額町が負担するという規定もあります。

今回の条例につきましては、御船町大規模災害対策事業ということで、この工事分担金条例とは全く意味合いが違うということでとらえております。要するに道路や橋りょうはこれは不特定多数の人が使いますので、受益者の特定ができないということがあります。しかし、今回の条例につきましては、大規模盛土等でかなり広範囲なものもありますけれども、極めて工事をする範囲の中での受益者の特定ができるということにもなります。したがって、受益を受ける部分につきましては、自治法上でも分担金を徴収することは認められているわけです。それに基づいて、今回その条例を提案したと、提出したということになります。

○5番（福永 啓君） もとものの負担金条例は受益者が特定しにくい公共施設に対するもの、これは受益者が確実に特定できる事業であるから、このようにして負担金を徴収するというので、きちんと線引きをしたということで、今の答弁があったかと思います。

続きまして、分担金の額につきましては100分の1.5以内とすると。これは以前町長から、郡内、その他町村と相談して、この1.5%以内とすることを決めたという御説明がございました。いかがでしょうか、上益城郡内、この1.5%を条例化既に行っているところ、もしくは既に提出している町は、どちらがございましょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今回御船町が条例化をして、今回上程しておるという段階です。それから郡内の他町においては、明確に条例化をしておりますのは、山都町が条例化をもう既に行っているところです。あとについては、方向性としては、分担金についての徴収をということで、方向性としてはそういう方向で進めておられるようではございますけれども、まだ具体的に条例化はなっていないというところです。

○5番（福永 啓君） 先ほどの質問でもありましたとおり、熊本市及び西原村及び南阿蘇村、これが全く同じ事業に当たると思います。この事業についての分担金は取りませんよと表明したということがございました。例えばこれを受けて、今まで上益城郡内では、やはり

1.5%取らないといかんよねと合意していました。しかし、先ほど議員からあったとおり、やはり住民感情等がございます。「なぜほかのところは取らんのに、うちは取るのかい」と。特に御船町の場合は被害が非常にひどいところでございます。上益城郡内でも益城に次いでひどいところでございます。そういうときに、例えば他町の甲佐町もしくは嘉島町等が、分担金について再検討される余地もどんどん出てくるのではないかなと思います。実際、今2月議会にそのような分担金条例が出ていないということは把握しております。今後、そういう他町の動向、これを見て、話し合いの上で1.5%を決めたわけなんです。今度他町の動向によっては、動きによっては、これは御船だけじゃ、「ほかのところも取らんのに、御船だけ取るのかい」となることは、これは非常に町としても不本意になると思いますので、そのあたり、他町の動向を見る、そして今回の、まだ他町は提出されていない、今回御船町は提出されているということについては、どのように思われますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今の質疑ですけれども、御船町においては郡内との調整といいますか、そういうものを主体としてこれまで進めてきて、今回条例の制定ということに踏み切ったわけですが、県内のその他の自治体においての、そこまでの調整というのは図っておりませんので、そういう中で、今回西原村と南阿蘇村がそういった負担金を徴収しないという方針に決定をしたわけですが、今後郡内において今回の西原村、南阿蘇村の動きを見て、どのように反応してくるかということについては、今のところ郡内、先ほどから調整をして方向性を示していただいておりますけれども、そこまでは、今後どういうふうに進んでいくかはまだわからないところですが、はい、以上です。

○5番（福永 啓君） 歯切れがあまりよくない答弁だったんですが、私がお聞きしたかったのは郡内で一緒に決めましたと。そういうときに、郡内が、「やっぱりやめましょうよ」と言った場合には柔軟に対応するべきであるということを言いたかったところなんです。結局、これは例えば甲佐及び嘉島です。もう益城は徴収しないことが決まっているんです。あとは甲佐、嘉島、山都もあるけれども、徴収するかどうかはまだわからないというところなんです。このあたりが、町長が最初におっしゃった郡内で一緒にやってみようということが崩れた場合、これはもう即座に、この分担金条例は撤回しなければいけないと思います。そのような柔軟な対応をしていただきたいという要望をしておきます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（田端幸治君） まず、今回の条例については、昨年の熊本地震並びに豪雨災害を要因とする新たな条例制定化と思うわけですが、先ほどの説明の中で御船町の工事分担金条例、以前制定されていたものとの、今回の違いというのは理解できたんですが、まず今回の宅地耐震化推進事業関連、それから災害関連地域防災がけ崩れ対策事業関連、これについて、御船町の現状として件数が何件で対象戸数が何件で、総額がどれだけになっているということは把握をされておりますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この大規模盛土事業が今現状として実際に発生しておる被害については3地域あるわけですが、戸数としては、辺田見、小坂、滝尾が今候補として上がっております。対象戸数として、辺田見が108戸です。小坂が66戸、滝尾が97戸であります。事業費が辺田見地域が約2億4,500万円、小坂地域が2億3,000万円、滝尾地域が2億3,900万円ということです。地域がけ地については、今現在熊本県に申請をしておりますのが47件、事業費にして約11億4,000万円ほどになります。

○1番（田端幸治君） 非常に対象となられる方については関心事だと思うわけです。先ほどから出ているように、郡内は別にしたときに、西原であるとか南阿蘇であるとか、そういったところは個人の負担金を取らないということが公にされましたので、町民感情としては今後どのように揺れ動くのかなと非常に心配をいたします。

そういった中において、本日これを制定できるのかどうなのかということも非常に危惧をいたします。今の総額等を見た場合に、仮にその分担金を公費で賄うとなった場合に、どれぐらいが必要なのか。そこらあたりの試算はできておりますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この条例の中にあります1.5%以内となっておりますが、まずは1.5%で算定した場合、大規模盛土事業が約1,200万円ほど、それから地域がけ対策事業が1,650万円ほどの分担金の額になると考えております。

○1番（田端幸治君） 宅地耐震化事業、大規模盛土関連事業では1,200万円ということですが、例えばそれは3カ所であるということで、上限を100万円と見た場合には、1カ所に対する上限が100万円ということなんですか。それとも個人負担の上限が100万円ということですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは個人負担の上限が100万円ということになります。

○1番（田端幸治君） それと、がけ崩れ対策事業関連が1,650万円で47件、対象戸数がこれは出ておりませんが、そういった場合にどれぐらいの負担というのを大体試算できているんですか。

○建設課長（松岡秀明君） ちょっとお尋ねいたします。どれぐらいの試算というのは、どの辺でとらえたらいいでしょうか。そこをちょっと。

○1番（田端幸治君） 受益者負担です。どれぐらいあるのかと。

○建設課長（松岡秀明君） 1戸当たりについては、そこが受益者というか、個人の受益者の方の詳細な、大規模盛土にしても地域がけにしても、個別の積算というのがまだできておりませんので、そこまでは把握できておりません。

○1番（田端幸治君） いわゆる昨年の12月にこの関連の予算というのは既に予算を立てているわけです。その後になって条例というのが出てきたわけです。本来であるとするならば、一体的にこういったものが出てきて議論をしとけばよかったんでしょうけれど、予算が先に通って、後で条例が出てきたということで、この条例を今後も制定していくべきなのかどうなのかという中において、先ほど来、やはり他町との関連をどのように整合をとっていくのかということが町長の大きな仕事になっていくんだと思うんです。万が一、山都も制定はしたけれども適用はしないであるとか、甲佐は見送るとか、益城はもう既に取らないとか、そういうことになってしまうと、非常に御船だけが町民にそういった負担をさせてしまうということにもなりかねない。

ですから、その範囲というのが、町長の範囲というのが、例えば第3条の中に、「町長が認める場合はこの限りではない」という文言も盛り込まれております。町長が認める場合はこの限りではないということが、いわゆる受益者に負担をかけませんよということも認めさせるのかどうなのか、それについてはいかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この第3条における、この分担金の徴収についてでありますけれども、この中で分担金の徴収について町長が定めるということになっておりますが、またただし書きとして、「町長が認める場合はこの限りではない」ということについてだろうと思いますが、これについては、この考え方としては、まず事業も当然ですが、この事業を行うことによって利益を受ける者から分担金を徴収するということでありまして、この分担金についても利益を

受ける方が2人以上いる場合においては公平性が保てるよう考慮して定めるということが基本的な考え方になります。

この第3条第1項における、「町長が認める場合にはこの限りではない」ということでありますが、この考え方ですが、この事業を実施するに当たりまして、この事業によって利益を受ける者が複数いる場合において、その複数おられる方の中に、その受益者の中に、この事業の実施に、中には承諾をしないという方もおられる可能性があります。そういう場合においては、例えば3人受益者がおられて、その中の1人事業に賛成をしないという方がおられた場合においては、その残りの2人の方から、当然その2人の方の了解を得ることが必要でありますけれども、この残り2人の方の了解が得られれば、その関係する2人の方に対して分担金を課することができるという解釈、考え方でしておるところであります。

○1番（田端幸治君）　ということであるとすれば、いわゆる分担金は徴収をしないということの判断は町長に委ねるという内容ではないということですね、今の答弁であれば。そこまでは町長には委ねないということです。

この条例に関する要綱等は別途ありますか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

施行規則をこの後条例が制定されれば、早速その後に規則を定めたいと考えています。

○1番（田端幸治君）　ということであれば、まだ施行規則については制定をしてないと、これからだということである。一番心配するのは、先ほどから申し上げますように町民感情なんです。端を発するのは熊本地震並びに熊本の豪雨災害、全く同じ要因によって各町村この事業の取り組みをすると。その中において、負担金を強いるのか強いらぬのかというときに、御船だけが仮にその負担を強いたということになると、それに対するきちっとした説明ができる要因を持っておかないと、町長は今後の説明会の中で非常に苦労されるだろうと思います。だから、我々は心配を今しているんです。どのように判断すべきかということを。その明確なものがないと、条例ですから、制定してしまった場合には、条例を破ってということはなかなか恐らくできないだろうと心配をいたします。

ですから、今日の時点でどのような判断をすべきなのか、再考を求めるのかどうなのかということなんです。特別な何らかのお考えがあるのかどうなのか。いかがでしょう。

○総務課長（吉本敏治君）　まず、この分担金についてでありますけれど、例えば全国一律的

に、これはこう取ったほうがいい、あるいは取らないほうがいいという話になれば、これはむしろ法律で規定されるべきであると考えております。ただし、その法律の範囲の中で、各長の判断に委ねられた部分が条例で規定をなささいという意味合いになっておろうかと思えます。

したがって、今回の案件については、条例で規定しなければならない。もし負担金を徴収するということであれば条例で規定しなければならないと考えております。各町ばらつきがあるのは、これはある意味必然的なことであるとも思っているところです。しかしながら、そうだからといって、近隣の状況を全く無視してということもなかなか考えづらいということもあろうかと思えます。

今回の条例の内容につきましては、この第4条の中で、事業に係る費用の100分の1.5以内とするということで、1.5徴収すると、あくまでもこれは上限を定めたということで、今後の動向を踏まえながら各議員の方々におかれましても、その意味があるということも御理解をいただければと感じているところです。

○1番（田端幸治君） 例えば災害で、今回の地震以外で、例えば集中豪雨、ゲリラ豪雨が御船町を襲ったと、甲佐町を襲ったという場合は、それに伴う条例が必要だなということで制定されることがあるかもしれない。しかし、今回の災害というのは熊本地震、いわゆる全く要因としてはみんな熊本県全町村一緒なんです。そういうところをかんがみて、町民感情としてとらえたときに、どうなのかなあという心配なんです。これは町長判断だということに町民が見た場合に、町政の中においてどのようにそういったものが作動していくのかというのは、非常に懸念をするんです。だから、しっかりとした議論としっかりとした判断をしていかなければならない。今日が本当に妥当なのかどうかということも含めて。やはり金額が高い、少ないということは抜きにして、今日の新聞紙上を見た場合に、これはかなり私は町民感情は出てくると思う。だからどうなのかなという心配を今しているところなんです、どのような判断をすべきかと。

できることであるならば、私は、議長、暫時休憩を取って、ちょっと時間が欲しいなとも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井本昭光君） 今、田端議員から休憩の申し入れがありましたので、休憩を取らせていただきます。

はい、池田議員。

○8番（池田浩二君） 1月の広報に、さっきちょっと出たばってん、この宅地復旧支援事業
というのとこれは一緒ですか、別ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは別の事業になります。

○議長（井本昭光君） それでは、しばらく休憩を取ります。時間はまた連絡をいたします。
しばらく休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時10分 休 憩

午後 1時00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただ今、町長より、議案第35号、「御船町大規模災害対策事業分担金条例の制定について」の議案の撤回についての提出がありました。

これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案第35号 議案の撤回について

○議長（井本昭光君） したがって、追加日程第1、議案第35号、「議案の撤回について」の件  
を議題とします。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

○議長（井本昭光君） 提出者から、撤回理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） ただ今開会中の町議会に提出しております下記の議案については、熊  
本地震の発生により町民が今なお過酷な状況に置かれていることを踏まえ、今後、町民の  
復興を最優先するためにも、今回の提案は適当でないと判断したため、撤回するものであ  
ります。

○議長（井本昭光君） これをもって撤回理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 撤回理由は今聞かしましてわかりましたが、じゃこの条例については、今後どのようにする考えか、それをお聞かせください。

○町長（藤木正幸君） 今後検討してまいりたいと思います。

○6番（田上 忍君） 検討するというのは、どういうふう to 検討していくんですか。

○町長（藤木正幸君） 今回の事業に関しまして他町村とのかかわりが入ってきますので、他町村と話をしながらまいりたいと思います。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、追加日程第1、議案第35号、「議案の撤回について」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第36号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第6、議案第36号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第36号、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。行政不服審査法第9条の規定に基づき審理員を指名するに当たり、審理員の報酬額を定めるため本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であ

る。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例は、既に制定があるわけですが、別表、この中に、職種と報酬額が定めてあります。そこに今回審理員として時間額5,000円という金額の報酬額を新たに挿入するというものであります。

この審理員につきましては、行政不服審査法、これは平成26年の法律第68号で成立しておるところですが、この法律の施行によりまして、審理員制度というものが導入されました。そして審査請求の審理手続きに関しては原則としてこの審理員が行うということになりました。

それから、その行政不服審査法第9条の中におきまして、審理員につきましては、審査庁に所属する職員のうちから審理員手続きを行う者を指名すると定められております。同じく9条の2項に、審査請求に係る処分もしくは当該処分に係る再調査の請求についての徹底に関与した者、または審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、もしくは関与することとなる者、こういった人たちは原則審理員にはなれないということになっております。

したがって、今回想定をしておりますのは、弁護士を想定しております。弁護士を町の非常勤の特別職として任用し、さらに審理員として指名するという手続きを今後行っていきたいと考えております。

また、この時間額の5,000円につきましては、熊本県弁護士会の法律相談センターの額、30分5,000円、これを参考にさせていただきまして、今回時間額として5,000円という規定を提出したいと考えたところです。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（沖 徹信君） 一応弁護士を想定されるということで、この弁護士というのは、御船町の顧問弁護士に当たるわけでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 顧問弁護士以外の弁護士を考えておるところです。顧問弁護士につきましては、町にとって利益となるような働きをしてもらわなければなりませんので、それに関与することのない弁護士ということで想定しております。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第37号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（井本昭光君） 日程第7、議案第37号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第9号）について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第37号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第9号）。平成28年度御船町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億181万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ216億6,187万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債補正。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

一時借入金の補正。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は12億円とする。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 議案第37号、平成28年度御船町一般会計補正予算議案書を御

覧いただきたいと思います。表紙の第4条で一時借入金補正をしております。これまでは6億円でした。これを6億円プラスして、限度額を12億円の補正をしております。

4ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為補正ということです。この4ページのものは、単年度契約で平成29年4月1日から契約が履行され、費用が発生するもの7件について債務負担行為の補正をするというものです。

5ページから6ページにかけては、同じく債務負担行為の補正なんですけれども、複数年にわたって契約をするというものです。4ページと同じように、平成29年4月1日から契約が履行され費用が発生するものということです。都合5件ということです。

第3表が地方債補正です。文教施設災害復旧事業債を200万円の補正、宅地耐震化事業債を1,500万円の補正、学校教育施設等整備事業債を1億4,900万円の補正、最後に熊本地震復興基金自治公民館再建事業債を70万円の補正、全体で1億6,670万円の補正、補正後の金額が50億1,550万円ということです。

8ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書です。10款、地方交付税、これは特別交付税です。6億円補正をしております。補正後の金額が31億2,658万6,000円です。それから、国庫支出金、小坂小学校の災害復旧事業分ということで1億4,031万2,000円の補正をしております。62億1,249万2,000円です。大きなものでは、最後の町債です。小坂小学校の災害復旧事業に充てるということで、1億6,670万円の補正をしております。補正後の金額が50億1,550万円です。

合計の10億181万9,000円、補正後の金額が216億6,187万円です。

次のページ、歳出です。総務費6億4,934万6,000円の補正ですけれども、主なものは、財政調整基金の積み立てが6億円あります。4款、衛生費で501万7,000円補正しております。補正後の金額が33億9,361万1,000円です。主なものといたしまして、災害廃棄物一次仮置場、町民グラウンドですけれども、ここの環境調査費、それから同じく仮の排水路の設計業務委託、フェンス工事、合計の501万7,000円の補正をいたします。

5款、農林水産業費です。これは復興基金の事業になりますけれども、農家の自力復旧を支援するというので1,687万2,000円です。補正後の金額が14億8,627万3,000円です。

9款、教育費で5,220万4,000円。補正後の金額が15億1,785万6,000円です。主なものは、高木小学校の便所の新築工事に関するものです。設計委託が356万円、工事請負費が2,205万2,000円ということです。

最後が災害復旧費で2億7,594万1,000円です。補正後が76億6,491万6,000円です。主なものは、小坂小学校の災害復旧工事費、施工監理委託で667万7,000円、同じく工事費で2億4,436万4,000円です。

合計の10億181万9,000円、補正後の金額は216億6,187万円ということです。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（藤川博和君） 予算説明書の歳出の13ページ、高木小学校の野外便所の工事設計・管理委託料と、下の段の高木小の同じ設計・監理委託料の、この意味の違いは何ですか、文章の。

○学校教育課長（米満速敏君） 藤川議員の質問にお答えします。

解体工事に関する監理と新築工事に係る監理、この違いになります。

○7番（藤川博和君） 解体工事に関する、あれは別にありますでしょう。解体は監理料がまた入っていますでしょう。その監理の「監」の字は管理者の「管」でしょう。監督の「監」と違うでしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） 解体工事は解体工事ということで、新築工事は新築工事ということで、別発注しますので、そういう意味合いで別な形で監理料を組んでおります。

○7番（藤川博和君） 私が言うのは漢字の違いですよ。管理者の「管」と監督の「監」が違うけん、どう違うかということです。

○学校教育課長（米満速敏君） すみません、これに関しましては、監督の「監」が正解です。

○7番（藤川博和君） 全部ですか。

○学校教育課長（米満速敏君） はい。

○7番（藤川博和君） 今、監督の「監」でありましたけど、9月議会で高木小学校の野外工事の設計監理委託料は国庫補助事業等で不採択、この金額は258万円になっているとです。今回のあれでは356万円、この増額の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（米満速敏君） すみません、前回の議会の資料を持ってきておりませんので、調べさせていただきます。

○議長（井本昭光君） 藤川議員、後でいいですか。

○7番（藤川博和君） ここに持っているばってん、見せましょうか。要は国庫のあれです。これに書いてあるのが、不採択によって、258万円が不採択されて、9月の議会では駄

目になったんです。今回は何で356万円に、これが増額98万円になったかです。

○学校教育課長（米満速敏君） 多分、確実ではありませんが、今ちょっと調べさせていますけれども、前回の取り下げに関しましては、この解体の部分が入ってなかったと思います。建築計画で解体の部分が入ってなかったと。今回文部科学省から追加補正で平成28年度予算で予算が余っておりますので、前倒しでやりませんかという通知が来まして、それから建築計画を立てたんですけれども、この解体工事まで一応補助対象になるということでしたので、その分を今回増減しておりますので、多分、この解体工事分の差額が今回の増額になったと思われます。

○7番（藤川博和君） 課長、その予算書の下の段を見てください。解体費は書いてあるでしょう、42万円と。

○学校教育課長（米満速敏君） ちょっと時間をください。調べさせます。

○議長（井本昭光君） 藤川議員、いいですか、しばらく。  
ほかに。

○4番（中城峯英君） 歳出の説明書の1ページで、特別交付税が12月に6億円交付をされております。その全額を財政調整基金に積み立ててありますけれども、ただ町債は1億6,600万円増加して50億円ということになっておりますが、財政運営上、貯金と借金、町債とのバランスはどのように基本的にお考えで全額持っていかれたんでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） まず、今議員がおっしゃいましたように、積立金6億円いたしております。原資は特別交付税です。今回財政調整基金に積み立てましたのは、今年災害で平成27年度の財政調整基金、残額12億6,000万円ぐらいありましたのを、ほぼゼロになるまで取り崩しております。財政調整基金といいますのは、こうした不意の財政需要についていつでも取り出せるように、崩せるように積み立てておく定期預金のようなものだと考えております。できるだけ財政調整基金は積み上げておきたいというのが財政としての基本的な考え方です。

片や地方債ですけれども、これは本当、今の町の財政運営ほとんど火の車です。起債に充てられるものはほぼもう今は起債に頼っているという状況です。仕方なくこういった財政運営をしているところです。基金に余裕があれば、そういうことも、基金を取り崩してそれを歳出に充てるということがセオリーかも知れませんが、この状況ではそれもできないと。まずは基金に積み立てをしたということです。

○4番（中城峯英君） 基金が77万円だったかな、本当もう底をついておりますので、それに持っていかれたということは理解できますが、ただ、町債というのは利子が付くもんですから、年3%以内となっていますが、これは現状は幾らですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今、かなり割安な利率で起債ができます。たしか0.2とか0.3とか、そういった利率で長期の融資を受けることができるような状況です。

○4番（中城峯英君） はい、これはいつも3%以内だから、当然以内に入りますけれども、あんまりにも開きがあるから、これは判で押したように3%以内と書かんでも、ちょっと下げたらどうでしょうか。それでないと、2%ぐらいで、えらい高いなと思ったりします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 実情に合わせて検討してまいりたいと考えております。

○4番（中城峯英君） この特別交付税というのは12月に6億円交付されましたと、それは大体3分の1ですと。残りは残額は3月ですということで書いてありますよね。そうしますと、大体20億円ぐらいは3月に、残りの14億円ぐらいは来るのかなと、これは推測ですけど。そう判断してよろしいでしょうか。そう書いてありますので。それだけ3分の1以内来ました、残りは3月ですと書いてありますから、そういうことよろしいんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 当初予算では、特別交付税1.2億円ほどの予算組みをしておりました。震災のおかげで12月の特別交付税6.7億円というのは異例の金額であったと考えております。ただ、3月にまた特別交付税まいりますけれども、どれぐらい来るかというのは、まだはっきりそろばんがはじけておりません。同額はちょっと望めないのかなと思っております。かなりこれよりも下がった金額で決定されるということを考えております。

○4番（中城峯英君） 3月はそう特別交付税って何だろうと、私調べてみましたが、そう書いてありますので、残りは3月払いますということだから、それは3分の2来るということでおるんじゃないんでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 財政とも常々特別交付税の額については情報交換しておりますけれども、この議会の始まります前も、担当係長と話をしていたんですけれども、そこまでは難しいのかなという認識です。

○4番（中城峯英君） あまり期待してもどうかと思いますけれども。ただ、12月議会で町債の増加については、特別交付税で補填をされますから心配いりませんよという、あおぞら

にも載せておりますけれども、そういう回答をいただいておりますけれども。ここら辺のところをもう一度確認したいと思います。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 12月議会で、田端議員の一般質問の中に財政調整基金、もうゼロだけれども、どうするんだという御質問がありました、お尋ねがありました。その中で、12月の特別交付税に期待をしているというお答えをしたかなと思っております。その後で日にちは忘れましたが、12月に特別交付税がまいりまして、何度も言いよりまされども、6億7,000万円の額が来たというところです。できるだけ国から面倒見ていただけると有り難いんですけれども、今おっしゃいました起債の償還についての手当というのは普通交付税でもされますので、特別交付税は特殊事情とかそういったものが対象となっております。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。

○6番（田上 忍君） 予算説明書の歳出ですが、まず3ページにふるさと納税の予算が出ております。先ほどの町長の行政報告でも随分増えたということで報告がっておりますが、数字的には昨年度末は何件の幾らだったですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 件数は覚えておりませんが、金額は153万円だったと思います。

○6番（田上 忍君） そうしますと、かなり増えているということですが、よその町に比べるとまだまだ御船町は少ないかなと思います。先ほどふるさと納税のお礼品もかなり品数は増えてきているということですが、やはりもっと何か魅力ある目玉というか、そういうのとかはないのでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） まず今年のふるさと納税額、3ページの予算説明書に書いておりますように、4,400万円ほどのふるさと納税がありました。ただ、これはいわゆる震災特需といいますか、地震のお見舞いの意味で寄附金をいただいたものがかなりあります。純粋に返礼品を差し上げて寄附を受けたものというのはかなり低い、もう少し低いです。1,000万円は超えておりますけれども、そういう額です。

実は昨晚、ふるさと納税の返礼品の事業希望者にお寄りいただいて、説明会を開催したところです。9つの事業者においでいただきました。こちらからふるさと納税、今後は積極的に取り組んでまいります、展開してまいります。ついては、業者にも素晴らしい返礼品の提案をいただきますようにということでお願いをしたところです。現在、寄附金額の

約半額程度を返礼品としてお返しをしております。やはり一番人気があるのは肉類です、馬刺し、こういったものが人気があるようです。季節的にも、10月以降、お歳暮の時期が一番寄附金額も積み上がる時期となっております。こういった返礼品の人気のある返礼品、それから時機を逸さないように取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○6番（田上 忍君） 昨日そういう会議があったということで、そうしますと、今向こうからの提案を待っているような状態だと答弁で聞いたんですが、例えば課長が、「これはよかけん、この業者さん、これば出してください」と、そういうのはないんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 昨日お寄りいただいた業者の周知というのは広報みふね、それから商工会を通じて、こういう返礼品の事業者の説明会をしますので、どうぞおいでくださいといったことで通知をしております。皆さん、自分のところの商品については自信を持っておられます。こちらはぜひ販路拡大の意味でふるさと納税、返礼品の事業者として登録をお願いしますといったことで説明を、昨日はしたところです。

これがいい、あれがいいというのはなかなかこちらとしても、さっきちょこっと言ったんですけれども、肉とか馬刺しは人気がありますけれども、肉、馬刺しを扱われる業者があんまり複数ありますと、ちょっと迷うところもありますし、何ともこのあたりは致し方ないというか、どこが手を挙げていただけるか、応募していただけるかということで、そこはうまく具合に収まるのを待っているという状況です。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。待っているだけじゃなくて、こっちからも積極的に、「もうおたくのこれ、一番よかけん出してはいよ」と、そういうお願いをするのも一つの手かなと思ったので、今後そういうふうに考えてもらえればいいと思います。

次、8ページですが、ここに放課後児童クラブの交付金が出ていますが、これをもうちょっと説明してもらっていいですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

まずここに上げています230万7,000円の金額なんですけれども、今回の熊本地震におきまして、家庭の経済的負担を軽減するという1つは意味があります。今現在、放課後児童クラブに通われている、利用されている児童の家庭に対しまして、その家庭が罹災の状況に応じまして全壊、大規模半壊、それに長期避難、この家庭の世帯に関しましては1年間、4月から3月までの保育料を全額無料にするというのが1つです。それと、半壊の世帯に関しましては、これを1年間利用料を半額にするというのがこの趣旨の目的であります。

○6番（田上 忍君） 今課長は全壊と半壊で保育料と利用料と言われましたけど、どちらも保育料でいいですね。

○こども未来課長（坂本幸喜君） すみません、この分は、放課後児童クラブに通われている利用料になります。

○6番（田上 忍君） 多分、保護者が負担しているのは保育料だと思うんです。利用料というのは、どういう定義になりますか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） すみません、放課後児童クラブは保育料じゃなくて利用料という趣旨で考えております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

次、9ページですが、町民グラウンドの仮置場、工事費とありますけど、この工事費というのは先ほど企画課長が説明されたあの分と思ってよろしいですか。ここで出てくる工事費、町民グラウンドの工事費というのは何を工事するのかを教えてください。

○環境保全課長（宮崎 靖君） ここの9ページに書いてあります一次仮置場、町民グラウンド仮囲い工事ということで、想定しておりますのは給食センター側のほうに仮囲いを設置いたしまして防塵対策にしたいと考えております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。まだ、仮置場、これからも続くと思うんですが、先ほどの町長の行政報告では進捗率が49.2%ということだったのですが、実際の具体的数字的には何件分の何件でしたか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） お答えいたします。

これは1月30日現在でよろしいでしょうか。1月30日現在におきまして、総件数が1,177件、棟数に直しますと1,445棟が1月30日現在上がっております。調査済が終わりますと、解体協とか、そちらの業者にお渡しする調査済件数が1,015件、その1,177件のうちの先行解体というのが125件ありまして、取り下げとかありまして、件数的には1,177件となります。今現在着工中が158件、日程調整中と申しまして、業者は決定しておりますけれども、まだ日程は未定というのが335件、業者選定中というのは、こちらから解体協に依頼しておりますけれども、まだ業者が済んでいない件数が208件、竣工済が調整を含みますけれども306件、保留といいまして、ちょっと道路等がまだ崩落しておりまして行けない、保留件数が8件、合わせまして1,015件、現在解体済件数は先行解体、それから公費解体合わせまして431件となっております。

○6番（田上 忍君）　すると、先ほどの数字でいくと、1,177分の431ということですね。ということは、まだまだ件数的にはかなり残っているということですが、大体いつ頃終了を思っていますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君）　震災当初、先行解体、公費解体を受け付けた時点では2年間、来年の3月、平成29年度末には終わるか終わらないかという想定をしていたんですけども、解体業者等の協力もありまして、見込みといたしましては、こちらといたしましては、12月には主というか、これが申請者の都合というのがありまして、まだ住んでおるから壊さないで、なるべく遅く解体してくれとか、まだ荷物が入っているから、ちょっと待ってくれとかいうこと等がありますので、少しはおくれているんですけども、町といたしましては大体12月には申込者がありました件数については終わりたいという見込みは立てております。

○6番（田上 忍君）　はい、わかりました。

次、25ページですが、臨時職員の人員不足ということで募集をかけたけれども来なかったということですが、ここは何人募集して何人来なかった、不足したんでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

9人を募集をかけたところですけども、全く応募がなかったということです。

○6番（田上 忍君）　すると、これをすべてコンサル会社に任せるということで、じゃあ、コンサル会社も9人来てくれるということなんですか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

一応、2月と3月に分けて3人ずつ、2月3人、3月3人ということで委託をしたいということです。

○6番（田上 忍君）　はい、わかりました。今は、建設課はこうやって人員不足だからということで人員募集された。ほかの課はどうですか、ほかの課は仕事量に対して人員が不足しているとか、そういうふうに考えるところはありませんか、町長。

○総務課長（吉本敏治君）　お答えいたします。

建設課の話が今出たわけですけど、主に昨年中につきましては、12月までは非常に災害の査定業務が大量にありました関係で建設課はもちろん農業振興課にも中長期の派遣職員と、それから委託業者等に来てもらっております。そのほかの課については、大きく不足しているというところはまだ聞いておりません。特に災害の査定関係の業務と、それか

ら今年、それから平成29年度は、今度はいよいよ施工が始まりますので、施工監理の職員が不足するであろうというところで考えているところです。

○6番（田上 忍君） 今、総務課長から農政もだいぶ不足しておったということですが、これからの農業振興課、農地の調査とか工事とかたくさんあるかと思います。もう今は十分、今のメンバーで十分とお考えですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今の人員で満足しているということではないと思います、いずれの課にしましても。今後、平成29年度分につきましても全国の知事会ですとか、市長会、町村会、こういったところにも依頼をかけています。また、町長には、独自で、これまでに短期の支援を受けたところですか、そういったところを回っていただいて、じかに職員の派遣要請を今行っているところです。なかなか集まらないというのが現状です。1つには、東北大震災のほうにまだ派遣しているという自治体が数多くあります。そういった関係もありまして、特に技術職員につきましては、特に町役場ですとか村役場、それ自体の中に技術職員が少ないということもありまして、なかなか一度に出せる人間は限りがありますと、都合がつかませんという返答が多いような気がしています。

○6番（田上 忍君） そうやって要請かけてもなかなか来てくれないと、本当にそれは残念なことだと思います。でも、来てくれないからそのまま放っておいていいのかというところもあると思うんです。とにかく、大きなミスが起こって町民に迷惑がかからないように、それだけはしてほしいと思うんです。この点、町長いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 中長期に関しましては、あくまでも県を通じて知事会そして市長会、町村会という形で今まではいっておりました。しかしながら、どこの県にお願いしても派遣する人数がいらないということでお断りされ、その中において、今からは各首長で、もし声かけるところがあったら声かけてくださいという依頼が来ております。その中において、今各県を回りながらお願いをしているところであります。これは各町一緒です。うちだけが極端に来てないとか、どこが多いとかじゃなくて、各町やはり苦勞しています。県内の首長が手を取り合っている県、今度も長野市のほうにまた行ってまいります。埼玉県とです。長野市がひょっとしたら受けるかもしれない、いいかもしれないという情報が入ってきましたので、来てもらえませんかということが入りました。早速行って交渉してきたいと思います。

そういう形で、各町長が先頭に立って人員関係をしていると。ともに今後土改連等の団

体、そして民間企業、そういったところも今後算入しなければなかなか厳しいなというところではあります。前を向いて頑張っていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 技術職員については、そうやってよその県から応援してもらう。これは仕方ないと思います。でも、そういう技術職員だけじゃなくて、中で事務処理だけでも、それだけでも誰かやってくれば、もっと今一線で働いている方が助かるんじゃないかと思います。そのあたりはどなたでもいいから、そういう事務処理やってくれる人を雇ったらどうですか。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 思いは同じです。しかしながら、現場の人間といたしましては、やはり技術職を持ってこない限り、一般職でそこを賄うということはできないということです。その人員が全国的に各自治体不足しているということが大きな要因だと思います。一般の方でよければ、随分そこに投入するということもできますけれども、そういったものではないというのが現場の声でございます。現場の声を重視していきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 私は、誰かを増やせば少しでも今の職員の方が負担軽減になればいいなと思ったわけです。ですから、もしそう思ったら、どんどん私は入れていいんじゃないかと思いますので、その辺考えていってもらえればと思います。

次27ページ、小坂小の工事が入っております。これはたくさんいろいろ被災してやらなきゃいけないかと思うんですが、先ほど行政報告で、滝尾小学校9カ月ぶりに使えるようになったとありました。9カ月間ずっと、もしかしたら誰も入らなかったかもしれない。これはどうでしょうね、1月から子どもたちが復帰して、そして小学校、問題なく使っておりますか。

○教育長（本田恵典君） さまざまな報道を通じまして3学期から滝尾小学校の子どもたちが本校に通えるようになったということを、本当にうれしく思っているところです。今議員御心配の、その間校舎がどうなっていたんだろうかということにつきましては、本当にありがたいことなんです、PTAの方々、それから地域の方々が定期的に学校を訪れて、草をむしっていただいたり、あるいは用務員の先生に至っては、これまた1週間に一度ぐらい学校を訪れて、各教室の掃除や、あるいは周りの清掃等もしていただいております。

ただ、御承知のとおり、やはり滝尾小学校も全く被害を受けていないという状況ではございませんでしたので、至るところ補修をしなければならないところ、これにつきましては、12月までにすべて工事を終えまして、1月に無事に子どもたちが帰ったということで、

このほかのことにつきましては、先ほどいろいろ説明がありましたけれども、子どもたちが今落ち着いて登校しているという状況であります。

まだまだ課題はあるかと思いますが、今のところそういう状況でございます。

○6番（田上 忍君） 今落ち着いて子どもたちも登校しているということを聞いて安心しました。ただ、今登校のところでちょっと引っ掛かるところがあるんですが、まだ通学路、本当に安心なのか安全なのか。その辺がちょっと気になるころではあるんです。保護者からもそういう意見が出ております。この辺どう考えられているのか、自分でも歩いてみられましたでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

今の通学路の問題、これが私が最後に申しあげました課題の1つとしてまだ残っているということでございます。と申しますのは、そこは下鶴橋まで今何とか行ける状況になっているんですけど、下鶴橋方面から2人の児童が通学をしてきております。学校から手前はかなり強硬な工事をしていただきまして、片側通行ではありますけれども、子どもが安全に通学する通学路が確保されております。

ところが、学校から下鶴橋方面にはまだきちんとした歩道が完備されておられません。私も先日課長、それから振興局の課長とともに1月に歩いてみましたけれども、がけ側はまだ金網の補修等もなされておられません。あるいは上のほうにはまだ石が、私の目から見ると崩れそうだなという石もございます。

したがって、その2人のお子さんについては、今保護者が送り迎えをされているという状況のお話も聞きました。それで、課長にお願いをしまして、せめて下鶴橋のところまでの通学路の安全性の確保については、金網等も含め、あるいは石の除去も含めて早急に何とかできないだろうかという、今お願いをしているところです。まだお返事をいただいておりますので、その後、そこがどこまでの工事の進捗でこれから進んでいくのかについてはまた尋ねまして、できるだけ子どもたちが安全に安心して登校できるような形に整えていきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） 今後も、その子どもたちの通学路の安全確保についてアクションを起こしていったらいいと思います。

最後にもう1つ、今回補正予算が上がってなかったので聞きたいんですが、昨年の町長の地域をぐるっと回っての住民説明会のときに、木倉のときに総務課長は防災行政無線も、

いかにもすぐ入るということで答弁をされたかと思うんですが、これはどうなったんでしょうね。

○総務課長（吉本敏治君） 確かにいろんな地区で座談会の中でも防災行政無線に対するお尋ねがありましたけれど、防災行政無線につきましては、今の時点では、平成29年度から着手する予定としております。今年に入りまして、消防庁のアドバイザー事業ですとか、あるいは企業からのデモンストレーション等設けております。また、今月には、来週、長崎のほうに行って、その具体的な設置状況に至るまでの話を聞きに行きたいと考えております。

○6番（田上 忍君） では、また今後いろいろ進捗状況を見ながら、議会にも報告をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（米満速敏君） 先ほどの藤川議員の質問にお答えします。事務局から報告が上がってまいりましたので。

昨年9月議会におきまして、工事費で2,028万3,000円落としております。設計監理委託料で258万円減額しております。この減額した金額につきましては、当初予算で計上していた予算額をそのまま落としております。今回計上しておりますこの金額の差なんですけれども、昨年度当初予算の見積りと今年度、今現在での見積りと単価の見直しを行った関係ということが主な理由として上がってきております。

○7番（藤川博和君） 単価の見直しなら、設計委託料もそれで上がったということですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 工事費で約180万円程度単価の見直しで上がっております。それに伴って約100万円近く設計委託監理も上がったと報告書では来ております。

○7番（藤川博和君） 工事でいいますと、設計委託料、設計せんと工事が出てこんとじゃなかですか。この場合は設計委託料、監理料も入って、工事請負料まで入っている。この意味はどういう意味ですか。普通は設計委託をやって工事金額が出てくるとでしょう。設計委託料は、ということは、すなわち設計はもうでき上がっているということですか。

○学校教育課長（米満速敏君） あくまでも今回計上しておりますのは、まだ設計はでき上がっておりません。設計をするための概算費用を計上しております。

○7番（藤川博和君） この間の小坂小学校の場合は設計委託料として出ておりました。今回、この場合は設計委託料だけであって、工事金額は大体できないはずでしょう、設計が完全に完了してなければ。

○学校教育課長（米満速敏君） 基本的にはそうですけれども、あくまでも工事費も概算費用で今回は、今現在ありますのが、高木小学校の場合既存で12平方メートルのトイレがあります。それを今回計画しているのが約25平方メートル、多目的トイレも一応併設しようと思っております関係で総面積で約25平方メートル、それに係る概算費用というところで一応見積りを取っております。

○7番（藤川博和君） 概算費用で取っているということは、工事をやる方は大体わかっておるということですか。金額を取っておるというのは、設計だけの概算要綱ですかね。

○学校教育課長（米満速敏君） 工事業者からは一応見積りは取っておりません。設計で設計委託と工事費用の見積りを取っております。

○7番（藤川博和君） 設計は、今言われるのは設計は行われたということですね。

○学校教育課長（米満速敏君） 先ほども言いましたが、まだ設計は行っておりません。設計を行うための概算費用を今回計上しております。

○7番（藤川博和君） 何か意味がちょっとわからんとですが。普通は設計が行われて工事金額が出てくるとでしょう。この場合の予算は、もう設計も出ている、監理料も出ている、工事金額も出ているとでしょう。どういう順序で、そこの工事金額まで出したということですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 基本的には、国土交通省が示している、たしか国土交通省工事の第15号だったと思いますけれども、それに計算式がありまして、そこに例えば工事費用を入れると設計費用というのが出てくるような計算式があります。それに基づいて今回の予算は出しております。

○7番（藤川博和君） 未定な設計に工事費を計上してよかったですか。

○学校教育課長（米満速敏君） あくまでも工事費に関しましては、この25平方メートル、現在既存のトイレがS造、鉄骨造でできております。今回この25平方メートル造るやつも一応鉄骨造で計画しております。鉄骨造で25平方メートル、しかも多目的トイレを併設した場合、大体幾らぐらいかかるだろうかという見積りのもとに設計管理委託も出しております。

○7番（藤川博和君） 何でくどくど言うかということ、こういうことは全然委員会に説明はないんです、今まで。本議会だけ出てきとります。これは委員会で説明すればスムーズにいくとです。初めて我々は聞きました。設計当初は、設計はどういう設計になったか、総

務文教常任委員会の人はほとんど知りませんよ。ただ本議会で初めて、今回の２月議会で出てきたんです。しかり、小坂小学校もそうです。我々は全然図面も見えていませんよ。ただ予算だけ出ていますね。要は、もう議会の委員会は無視したような状況じゃなかろうかと思うとです。

○学校教育課長（米満速敏君） 議会の承認を得て予算を取るわけなんです、その予算をもとに今度入札をします。そして入札の後、学校及び小坂小学校に関しましては、委員会あたりと打ち合わせをして、図面を完成させるわけです。予算要求段階ではまだ図面はできておりません。今回もそのような形でまだできておりません。

○７番（藤川博和君） 何かわけがわからんごとなってしまった。設計が出たらんとに工事のあれだけ予算に出すとですか。後でいいでしょう、設計ができてからで。

○学校教育課長（米満速敏君） 先ほども申しましたけれども、今回文部科学省から平成28年度予算で前倒ししてやりませんかという問い合わせがございましたので、それに御船町としては今回手を挙げたと。だから２月議会で計上して予算を獲得して、これを今度は繰り越すような感じで今考えております。

○７番（藤川博和君） それなら、一応予算だけ取って繰り越すということですか。その前、委員会を開いて、こういうことを説明すれば、こういうゴチャゴチャ言わんでよかったです。今度小坂小学校の場合の予算で、27ページ、この場合監理料と工事のあれは出ておりますけど、この工事金額の中に解体費用などは含まれておるとですか。

○学校教育課長（米満速敏君） すみません、これは１本で工事費出しておりますけど、括弧書きで（建て替え）という費用で出しておりますが、これには解体費用も含まれております。

○７番（藤川博和君） こういう大きい工事の場合は、解体の設計委託料なんて要らんとですか。

○学校教育課長（米満速敏君） もちろん要ります。これに関しましては、平成28年７月議会、補正（第４号）だったと思いますが、予算計上して議会の承認を得て予算を取っております。

○７番（藤川博和君） それなら、小坂小学校の場合はもう設計はでき上がっているとでしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） まだ報告書は上がってきておりません。まだ今詰めの段階で

す。小坂小学校に関しましては、災害被災で6クラスが大破ということで建て替え、これに関しましては、平成28年度の国庫災害復旧費用で予算組みを獲得します。それを今回計上しております。それと、小坂小学校につきましては、児童数が今現在多いですので、不足教室が、不足面積が出ております。あと2クラスを今回一緒に建てようと、計8クラスを建てる計画で今進めているんですが、その2クラス分に関しましては、平成29年度の国庫負担金事業で補助を受けまして、この2カ年の補助を受けて8クラス、1つの建物を造ろうという形で進めております。

○7番（藤川博和君） それなら、解体は大体いつ頃の予定をされておるとですか。

○学校教育課長（米満速敏君） これも今学校と詰めの段階に入っているんですが、今回この予算を計上しております関係上、個人的にいいますと3月うちには入札して着工したいと。春休みにできるだけ、多分1カ月はかかると思います。解体は1カ月以上かかるかもわかりませんが、学校としたら、長期休暇のときに解体はやってくれというところで意見が出ておりますが、長期休暇といいますと夏休みになります。夏休みに解体して、秋口から着工した場合は、どうしても無理があります。竣工時期に無理があります。そういうことで、できれば3月に着工して、春休みを利用、それとゴールデンウィークあたりを利用して、そして解体後速やかに、平成29年度の2クラス分の決定通知が来るのが6月の終わるか7月の頭には来ますので、来次第入札をして、着工したいと考えております。

○7番（藤川博和君） そうなれば、解体費用は大体幾らぐらいになっとつとですか。

○学校教育課長（米満速敏君） すみません、この2億4,436万4,000円の内訳を大至急取り寄せます。

○議長（井本昭光君） 藤川議員、いいですか。

では、先に沖議員。

○12番（沖 徹信君） 藤川議員の質問とダブるところがあると思いますけれども、高木小学校のトイレですけれども、どこら辺に造られるわけですか。20何平方メートルと言われましてけれども。

○学校教育課長（米満速敏君） 今はっきりまだ決定はしておりませんが、体育館と校舎をつなぐ渡り廊下あたりを考えております。

○12番（沖 徹信君） それでは、体育館へはどのような形でいくわけですか。校舎から体育館へは。

○学校教育課長（米満速敏君） まだ図面ができておりませんが、はっきりした答えにはならないかも知れませんが、渡り廊下は今の渡り廊下とほぼ変わらないような状況で置きたいと。現在12平方メートル、今度新築で25平方メートル造るわけなんです、北側に倉庫がございます。その倉庫部分を取り壊して、そこも含めた形で25平方メートルできないかなと考えております。

○12番（沖 徹信君） 今のトイレの部分を利用するということですか。そしたら、今のプールと渡り廊下のところにはトイレを造るスペースはないと思いますけれども。

○学校教育課長（米満速敏君） 今、沖議員が言われるのは既存の今のトイレの部分、それとプールとの間に25平方メートルは取れないということですので、先ほど私が言いました、ちょうどあそこがL型になっております、渡り廊下の部分。そのL型の北側のほうに倉庫がございます。倉庫も含めた形で25平方メートルできないかなと考えております。

○12番（沖 徹信君） それは学校、PTA等、これだけ設計というか、そこら辺までいっているならば、ここら辺にという話合いはできているわけですか。教育委員会が一方的にここに造りますですか。

○学校教育課長（米満速敏君） これは、昨年当初予算計上しましたときにこの話は学校にもしているんですが、話の推移が、今のトイレが支障を来すということでどうにか考えてくれないかというのが4～5年前に出てきたわけ、教育委員会に上がってきました。そのときに、じゃあ既存のトイレがどういう形で支障が出ているのかということを調査しましたところ、昔の男子式の壁側にしょんべんして、その後ろを女性の方が通っていかれるという造りになっておりましたので、じゃあもうこれは解体というところでもいいんですね。そこは学校側と共通認識しております。25平方メートル、問題の学校側から言わせると、地域と共有する祭りとか何とかで、お年寄りの方がトイレに対して非常に支障を来しておられるということで、車いすでも入るトイレを1つ造ってもらえませんかという要望がございましたので、じゃあ、それを造るのには大体どれぐらい面積が必要なのかというところで設計事務所に相談しましたところ、25平方メートルという面積が出てきております。あとは今度敷地を、片一方の既存のトイレは取り壊しますけれども、そこだけじゃ25平方メートル確保できませんので、あとは先ほど私が言いましたように、L型になっている北側の倉庫あたりも含めた形で25平方メートルの新設のトイレができないかなと思っているところです。

○12番（沖 徹信君） それは洋式ですか、トイレはすべて。

○学校教育課長（米満速敏君） まだ設計はできておりませんが、1つ、今申しました多目的トイレだけは洋式にしたいと考えております。あとは学校と相談して和式にするのか、洋式に全部するのか、それは決定したいと考えております。

○12番（沖 徹信君） 設計ができてからするわけでしょう。設計ができてないのにするというのはおかしいんじゃないですか。

○学校教育課長（米満速敏君） これも藤川議員の質問に先ほどありましたが、今回予算要求していますのは設計費用、まだ設計はできておりません。あくまでも概算費用として設計するのにこれぐらいかかるんじゃないかということで予算計上しております。この議会で承認いただければ、今後これをもとに入札して、中身を設計で詰めていきたいと考えています。

○12番（沖 徹信君） 9月ですか、だいぶ前に要望書というか、あれであって、補助金が下りないから不採択という形になったと思います。そのときもならば、設計費用のみだったわけですか。

○学校教育課長（米満速敏君） この事業といいますのは、何回も言いますが、国の補助を利用して計画しています。設計費用と工事費用、同時に当初予算で計上しましたので、9月議会において設計費用と工事費用を減額しております。

○12番（沖 徹信君） だから、設計費用と工事費用を、そのときと同じ設計でするわけですか。今度は変わるわけですか。それならば、洋式、和式、そこら辺は決まっているはずでしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） 前年度落としましたのも、まだ設計はしておりません。設計のための費用を落としたということです。だから洋式が何基、和式が何基とはまだ今の段階では決まっておりません。昨年度9月段階でも洋式が何基、和式が何基というのは決まっておりませんでした。

○12番（沖 徹信君） 決まってないならば、学校と、また地域、PTA、そこら辺と十分話し合ってやっていてもらいたいと思います。

それから、18ページの生きる力を育む研究の補助金という形で出ていますけれども、これはどういうことをするんですか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

これは、小坂小学校と御船小学校への補助金の分なんですが、小坂小学校は御存じのとおり外国語教育、英語教育にしっかり頑張っていたかどうかという、そのための補助金でありまして、御船小学校は本年度から道徳教育に取り組んでおります。両方とも県の指定を受けておりまして、そういう意味でも頑張っていたかどうかという、そういう意味での補助金でございます。

○12番（沖 徹信君） それは町単独の補助金ということですか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

県と半分半分でございます。総額は、このちょうど倍になるかと思います。

○12番（沖 徹信君） 確認ですけれども、半分半分ということは、10万円の補助金ととらえていいわけですか。はい、わかりました。

○学校教育課長（米満速敏君） 先ほどの藤川議員の質問に対して、今報告が上がってききましたので御報告します。

小坂小学校の解体費用なんですが、概算で2,230万円程度を予定しております。

○議長（井本昭光君） ほかに、藤川議員。

○7番（藤川博和君） この2,223万円のあれは、図面あたりはちゃんとできているとでしょうね。図面を描かれた設計事務所はどこですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 先ほども申しましたが、まだ完成してはおりません、図面は。今報告書が上がって、今詰めの段階です。先ほど言いましたように、2クラス余分に造るような感じで、計8クラスを今計画しております。この今現在被災した6クラスを取り壊して学校経営するに当たっては学校の先生たちが子どもを全部環視という言い方はおかしいんですが、管理できるような形で廊下でつながるような感じ、今小坂小学校が被災した3教室、6教室は2階建てで直線ですけれども、それをL型に持っていきまして、ちょうど迂回できるような感じで今計画を進めております。そういう中で、3月、もう少したつと全部完成してしまいますので、設計は上がってくるような時期に来ております。

○7番（藤川博和君） 今課長が言われるのは新築の設計でしょう。私は解体が3月に行われないかと言われたから、その設計監理はできていますかと言うととです。

○学校教育課長（米満速敏君） これも現在進行形で、まだ報告は上がってきておりません。もう設計は既に費用を、先ほども言いましたが、平成28年7月議会で設計費用を承認いただいておりますので、これに関しましては、文化建築社と契約をもう既に交わしております。

す。文化建築社から報告書が上がってくる形で今進めております。

○7番（藤川博和君） 課長が言われる、春休みに工事を行うには、ちっと間に合わんとかじゃなかですか、早急にせんと。図面が上がってきて、それから今度は入札の選択でしょう。時期的には難しかつじゃなかですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 細かな工程をいいますと、報告書が上がってきまして入札に至るまでは指名審査委員会等を開きまして入札通知を出して、そして入札を迎えるわけなんですが、上がってきて約1カ月、正味期間1カ月ぐらいかかると思います。そういう中で、2月中旬ぐらいに上がってくれば3月中旬ぐらいにはもう入札できるんじゃないかなと。2,200万円ですので議会の承認は、4,000万円以下ですので議会も承認していただくあればありませんので、スムーズにいけば着工できるんじゃないかなと考えております。

○7番（藤川博和君） 準備に1カ月、そうすると入札は3月中頃です。生徒がおらんとは春休みでしょう。その準備期間がまたあります、入札してから2週間。するともう新学期に入ってしまいますね。そうすると、今度は給食室にはどういうやり方で入ってくるとですか。向こうのほうからかな、表のほうからかな。表から、正門からかな。今の現在の給食は使わんでしょう。あれも解体するとでしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） 4月からの子どもたちに対する給食の受け入れのことでしょうか。それにつきましては、正面の正門がありますよね。正門から入ってきましてすぐ左折します。左折して、今校舎の例えば正面玄関がございますけれども、正面玄関から入って、右側が職員室になります。その奥に特別教室があるんですけれども、その特別教室の廊下が、2メートルちょっとの幅の広い廊下があります。そこを扉を設けまして1部屋造る予定です。そこを配膳室としたいと思っておりますので、そこに正面玄関から入った車が横付けできるような形で今計画をしているところです。だから、今回8教室を造る、解体して新築するところには影響が出ないところで今計画をしているところです。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 10ページです。農家の自力復旧支援事業交付金ですが、この対象事業は1月31日で区長が取りまとめました、174件というのはあのことでしょうか。

○農業振興課長（松永正夫君） そのとおりです。3月中までに工事が完了する予定のところの箇所です。その後4月以降もまだありますので、今後また要望調査等も取りたいと思っております。4月以降される分については、また要望調査等取って金額を確定したいと思

っております。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。この相談を受けたんですけれども、地震ででこぼこになったところの整地はそれでできます。ただ、ぬかるみの田んぼです。これは暗渠排水をしているじゃないですか、100メートル15万円で町がまとめてやったじゃないですか、5年ぐらい前から。それがもう機能しとらんわけです。だから、でこぼこしているからどういう状態になっているのか。水が全く出ようと。それは対象にはならんのですか。

○農業振興課長（松永正夫君） この事業については、被災農地の元に戻すというだけで、今後そういう事業があるかなんかは、これがこの事業に該当するかなんかは、県に伺って確認しなければならないと考えております。

○4番（中城峯英君） 今、現状はそれとおりでと思いますけれども、自力、元の田んぼに戻すということになると、当然それをしないと、もうぬかるんでしょうがないからその暗渠排水をしているわけです。だから、そこまでぜひとも復興基金で事業対象を拡大してくださいというお願いをしてください。要望です。

○農業振興課長（松永正夫君） わかりました。今後こういう暗渠排水等の事業があれば、またこの基金事業等に取り組んで要望していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第9号）について」の件を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第38号 平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算
(第2号)について

○議長（井本昭光君） 日程第8、議案第38号、「平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤本正幸君） 議案第38号、平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,850万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 議案第38号、平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）、議案書をお開きください。4ページになります。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、歳入です。繰入金750万9,000円です。情報通信基盤施設管理運営基金から750万9,000円を取り崩すというものです。もともとが平成27年度の決算時点で2,569万6,000円の残高でした。これから750万9,000円を取り崩しますと、残りが1,818万7,000円となります。

5ページをお願いいたします。歳出です。総務費750万9,000円の補正。補正後が6,820万4,000円です。

合計欄、そのままおりてまいります。補正額が750万9,000円、補正後の金額が6,850万4,000円です。委託料、それから移設の工事費が主な内容となっております。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） この歳出が全部繰り入れということなんですが、これに関しては何か交付金その他の手当、この歳出したことによって、何か公的手当、補助等は存在するのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 地震災害に関してということだと思いますけれども、この件に関しましては、補助金等の特定財源というのはありません。

○5番（福永 啓君） そうしますと、純粹に基金が減っただけということですね。それに対する何か特別な手当、またもしくはほかの、この事業に関しては町債をすることもできなかったののでこれでしたということによろしいですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そういうことになります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 説明書の29ページです。熊本地震災害に係る保守委託料で終端装置撤去費40件ということですが、これは例えば家が全壊してB B I Q（ビビック）を解約されたという件数でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、この40件につきましては地震によって休止の措置をとられた方ということになります。

○4番（中城峯英君） 参考までに、随分休止したり解約をされたりというケースもあると思いますけれども、増えたのはありますか。

○総務課長（吉本敏治君） これまでの平成28年度1年間で全体で平成27年度末の利用者の方が1,674件です。それから今年の1月1日現在でカウントしてみましたところ、これがこの数が1,634件と、約40件ぐらい減っております。しかし、震災によって移転を余儀なくされた方とか廃止をされた方とかもたくさんいらっしゃいますけれど、それと同時に新規加入の方もいらっしゃるということでこの40件の差になっているということだと考えています。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について」の件を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、平成28年度第11回御船町定例会 2 月会議の議事日程はすべて終了をしました。
お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会をします。

これをもちまして、平成28年度第11回御船町議会定例会 2 月会議を終了いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 3 7 分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員